

民泊サービスに関する下水道法の適用等について

平成30年11月5日

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

民泊サービスに関する下水道法の適用等について

＜現行制度の概要＞

- 水質汚濁防止法は、特定施設を設置する工場・事業場から河川、湖沼等の公共用海域に排出される水の排出を規制しており、終末処理場を設置する公共下水道等に排除する下水については下水道法により規制している。
- 下水道法の特定施設は、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設等としている。

＜民泊への対応＞

- 環境省より「住宅宿泊事業法の施行に伴う水質汚濁防止法等の施行上の留意事項について」(平成30年1月31日付環境省水・大気環境局水環境課長通知)が発出されたことを踏まえ、国土交通省では「住宅宿泊事業に係る下水道法の運用上の留意事項について」(平成30年3月6日付国土交通省水管管理・国土保全局下水道部下水道企画課長通知)を各下水道管理者に発出し、下記の事項について十分留意の上、運用されるようお願いしてきたところ。

- ①住宅宿泊事業法の施行に伴い、新たに特定施設となった施設の設置者については、使用開始の時期等の公共下水道管理者への届出、排除する下水の水質測定等が必要なこと
- ②住宅宿泊事業法の施行に伴う下水道法等の円滑な施行を図るために、下水道管理者は、必要に応じ、住宅宿泊事業法施行部局と連携すること